

# 合併協定書

長岡市  
越路町  
山古志村

中之島町  
三島町  
小国町



## 1 合併の方式

南蒲原郡中之島町、三島郡越路町、同郡三島町、古志郡山古志村及び刈羽郡小国町を廃し、その区域の全部を長岡市に編入する。

## 2 合併の期日

平成17年4月1日とする。

## 3 新市の名称

新市の名称は、長岡市とする。

## 4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、現長岡市役所の位置とする。

## 5 議会の議員の定数及び任期の取扱い

議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項に規定する定数特例を適用する。

定数特例を適用する期間は、長岡市議会の議員の残任期間とする。

## 6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(1) 編入される町村の農業委員会は、長岡市の農業委員会に統合するものとする。

(2) 農業委員会の委員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項及び第2項の規定を適用し、次のとおりとする。

ア 編入される町村の農業委員会の選挙による委員のうち、40人に限り、引き続き長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

この場合において、長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任する者は、編入される町村の農業委員会の選挙による委員の互選により定めることとする。

イ 任期は、長岡市の農業委員会の委員の残任期間とする。

(3) 合併後最初に行われる一般選挙からは、農業委員会の選挙による委員の定数を40人とする。また、農業委員会の区域を分け選挙区を設けるものとし、中之島町、越路町、三島町及び小国町については現在の行政区域を区域とする各1選挙区を、長岡市及び山古志村については2市村を合わせた区域に3選挙区を設置するものとする。

## 7 地方税の取扱い

長岡市の制度に統一する。

ただし、法人市町村民税の法人税割、固定資産税の納期及び中之島町の都市計画税については、次のとおりとする。

(1) 法人市町村民税の法人税割

平成19年度までの3か年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項

の規定により、不均一の課税をする。なお、この場合、平成19年度までは現行どおりとする。

(2) 固定資産税の納期

中之島町及び山古志村の制度に統一する。

(3) 中之島町の都市計画税

平成21年度までの5か年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、不均一の課税をする。なお、この場合、平成21年度までは段階的に調整した税率とする。

## 8 一般職の職員の身分の取扱い

(1) 中之島町、越路町、三島町、山古志村及び小国町の一般職の職員は、すべて長岡市の職員として引き継ぐものとする。

なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員の適正化に努めるものとする。

(2) 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、職務の実態に照らして、長岡市の職員と均衡を失しないよう公正に取り扱うものとする。

## 9 財産の取扱い

中之島町、越路町、三島町、山古志村及び小国町の財産（権利及び義務を含む。）は、すべて長岡市に引き継ぐものとする。

## 10 特別職の身分の取扱い

中之島町、越路町、三島町、山古志村及び小国町の町村長、助役、収入役及び教育長は、合併の日の前日をもって失職するものとする。

## 11 組織機構及び支所の取扱い

(1) 現在の長岡市役所を本庁とし、町村役場をその行政区域を所管する支所とする。

(2) 新市の組織機構の整備については、次の事項を基本として整備する。

ア 住民サービスの低下をきたさないこと。

イ 既存庁舎等を活用すること。

ウ 合併のメリットを発揮できること。

エ 新しい時代に適切・弾力的・効率的に対応できる柔軟なものであること。

オ 住民の声を的確に反映すること。

カ 住民が利用しやすく、分かりやすいこと。

キ 指揮命令系統、責任の所在が明確であること。

ク 地域の特性を生かし、地域振興に対応できること。

(3) 組織機構は、段階的に再編及び見直しを行うものとする。

(4) 各行政委員会の取扱いは、各関係法令に基づき整備する。

(5) 附属機関等は、原則として合併時に統合するものとする。

## 12 条例・規則等の取扱い

条例、規則等は、長岡市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整内容に関係する条例、規則等については、その調整内容を踏まえて規定の整備を行うものとする。

## 13 一部事務組合等の取扱い

別紙の一部事務組合等の調整方針に基づき、それぞれ関係する団体と協議する。

## 14 使用料・手数料等の取扱い

- (1) 施設使用料については、原則として現行どおりとする。ただし、同一又は類似する施設使用料については、施設の規模、実態等を考慮し、可能な限り統一を図るものとする。
- (2) 行政財産使用料及び占用料については、長岡市の制度に統一する。
- (3) 手数料については、合併時に統一する。
- (4) 協定項目「各種事務事業の取扱い」に定める使用料・手数料等については、除くものとする。

## 15 公共的団体等の取扱い

新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯や意向、実情等を十分に尊重しながら、法の趣旨に沿って、次のとおり調整に努める。

- (1) 各市町村の全部又は一部に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。
- (2) 各市町村の全部又は一部に共通している団体で、実情により合併時に統合できないものは、合併後速やかに統合するよう調整に努める。
- (3) 各市町村の全部又は一部に共通している団体で、統合に時間を要するものは、将来統合するよう調整に努める。
- (4) その他の団体は、原則として現行どおりとする。

## 16 町名・字名の取扱い

町（字）の名称については、次のとおりとする。

- (1) 長岡市においては、現行どおりとする。
- (2) 中之島町においては、「大字」の表記を削除する。  
ただし、大字高畑、大字中条、大字西野及び大字宮内は、「大字」の表記を削除し、「中之島」をつける。
- (3) 越路町においては、「大字」の表記を削除する。  
ただし、大字中沢及び大字中島は、「大字」の表記を削除し、「越路」をつける。
- (4) 三島町においては、「大字」の表記を削除する。  
ただし、大字上条、大字新保及び大字中条は、「大字」の表記を削除し、「三島」をつける。
- (5) 山古志村においては、「大字」の表記を削除し、「古志」をつける。
- (6) 小国町においては、「大字」の表記を削除し、「小国町」をつける。

## 17 各種団体への補助金・交付金の取扱い

各種団体への補助金・交付金については、その事業目的及び効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性、公平性及び地域特性の観点から、次のとおり調整を図るものとする。

ただし、協定項目「各種事務事業の取扱い」に定める補助金・交付金については、除くものとする。

- (1) 各市町村同一又は同種の団体に対する補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一する方向で調整する。
- (2) 各市町村独自の団体に対する補助金については、新市全体の均衡を保つように調整する。
- (3) 整理統合できる補助金については、統合又は廃止をする方向で調整する。

## 18 慣行の取扱い

- (1) 市章及び市旗

長岡市の制度に統一する。

- (2) 市民憲章及び宣言

長岡市の制度に統一する。

ただし、現行の各町の憲章及び宣言は、地域の憲章及び宣言として継承し、新市の市民憲章については、合併後に検討する。

- (3) 市の花及び木

長岡市の制度に統一する。

ただし、現行の各町村の花及び木は、地域の花及び木として継承していく。

- (4) 市の歌

当面は、長岡市の制度を引き継ぎ、新市歌については、合併後に検討する。

- (5) 名誉市民

長岡市の制度に統一する。

ただし、現行の名誉町民は、新市の名誉市民として引き継ぐ。

## 19 各種事務事業の取扱い

別添「各種事務事業の取扱い」のとおり

## 20 地域自治の取扱い

別紙「長岡方式の地域自治」のとおり

## 21 新市建設計画

別添「長岡地域新市建設計画」のとおり

別紙 一部事務組合等の調整方針

1 一部事務組合

区分	組 合 名	調 整 方 針
「み」尿関係	長岡地区衛生処理組合	合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を長岡市に引き継ぐ。
	三島郡清掃センター組合	中之島町は、合併の日の前日をもって脱退し、広域的な事務処理による効率化の観点から、当該一部事務組合の事務を、合併の日に長岡市が引き継ぐ方向で、関係団体と協議する。
	小千谷地域広域事務組合	山古志村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市で事務を行う。
	新潟県柏崎地域広域事務組合	小国町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市で事務を行う。
斎場関係	与板郷消防・斎場事務組合	中之島町及び三島町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市で事務を行う。なお、旧中之島町地域及び旧三島町地域の住民が当該一部事務組合の斎場も利用できるよう事務委託する方向で関係団体と協議する。
消防関係	与板郷消防・斎場事務組合	中之島町及び三島町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市で事務を行う。当該一部事務組合を構成する他の町村から事務委託の申し出があった場合は受託する方向で関係団体と協議する。
	小千谷地域広域事務組合	山古志村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市で事務を行う。
	新潟県柏崎地域広域事務組合	小国町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市で事務を行う。
水道関係	与板町外2ヶ町村水道企業団	三島町は、合併の日の前日をもって脱退し、広域的な事務処理による効率化の観点から、当該一部事務組合の事務を、合併の日に長岡市が引き継ぐ方向で、関係団体と協議する。
	小国町越路町水道企業団	合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務、財産及び職員を長岡市に引き継ぐ。なお、職員の取扱いは、一般職の職員の取扱いに準ずる。
ガス関係	三島町・与板町ガス企業団	三島町は、合併の日の前日をもって脱退し、広域的な事務処理による効率化の観点から、当該一部事務組合の事務を、合併の日に長岡市が引き継ぐ方向で、関係団体と協議する。
企画	長岡地域広域行政組合	中之島町、越路町、三島町、山古志村及び小国町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。
福祉保健医療	長岡地区旧伝染病院管理組合	中之島町、越路町、三島町、山古志村及び小国町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。
	新潟県長岡栃尾三古立寺泊老人ホーム組合	越路町、三島町及び山古志村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。
	三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合	中之島町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市において合併の日に加入する。
	新潟県中越福祉事務組合	中之島町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市において合併の日に加入する。
	新潟県柏崎地域広域事務組合（福祉関係）	小国町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市において合併の日に加入する。ただし、福祉関係施設が柏崎市に移管される場合は、事務委託等の方向で柏崎市と協議する。
	魚沼地区障害福祉組合	山古志村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市において合併の日に加入する。
組織給与	新潟県市町村総合事務組合	中之島町、越路町、三島町、山古志村及び小国町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。ただし、共同処理する事務は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの</li> <li>・ 非常勤消防団員に係る損害補償</li> <li>・ 消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償</li> <li>・ 非常勤水防団員に係る損害補償及び水防に従事した者に係る損害補償</li> <li>・ 組合市町村等の長の命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害補償</li> <li>・ 非常勤消防団員の退職報償金の支給に係る事務のうち、新潟県非常勤消防団員に係る退職報償金の支給</li> <li>・ 消防団員、水防団員及び消防吏員に対する賞しゅつ金の授与</li> <li>・ 消防団員及び消防吏員に対する殉職者特別賞しゅつ金の授与</li> <li>・ 住民の交通事故災害について相互救済を行うための交通災害共済</li> <li>・ 新潟県自治会館の設置及び管理運営</li> </ul>

## 2 協議会（地方自治法第252条の2に基づくもの）

区分	協議会名	調整方針
学校教育	長岡地区視聴覚ライブラリー協議会	越路町、三島町及び山古志村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。
	柏崎地区視聴覚ライブラリー協議会	小国町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡地区視聴覚ライブラリー協議会で事務を行う。
	三市南蒲地域視聴覚教育協議会	中之島町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡地区視聴覚ライブラリー協議会で事務を行う。

## 3 機関の共同設置

区分	機関名	調整方針
福祉 保健 医療	長岡市・山古志村介護認定審査会	合併の日の前日をもって廃止し、合併の日に長岡市介護認定審査会を設置する。
	見附市、中之島町、栄町及び下田村介護認定審査会	中之島町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市介護認定審査会で事務を行う。
	三島郡介護認定審査会	越路町及び三島町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市介護認定審査会で事務を行う。
	柏崎市刈羽郡介護認定審査会	小国町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市介護認定審査会で事務を行う。
	見附市南蒲原郡予防接種健康被害調査委員会	中之島町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市予防接種健康被害調査委員会で行う。
	三島郡予防接種健康被害調査委員会	越路町及び三島町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市予防接種健康被害調査委員会で行う。
	柏崎・刈羽予防接種健康被害調査委員会	小国町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市予防接種健康被害調査委員会で行う。

## 4 事務委託

区分	委託している団体	委託業務内容	受託している団体	調整方針
消防	越路町	常備消防事務	長岡市	合併の日の前日をもって廃止する。
学校教育	長岡市	親沢町の中学生の教育事務	越路町	合併の日の前日をもって廃止する。
	長岡市	脇川新田町（信濃川川東）の中学生の教育事務	中之島町	合併の日の前日をもって廃止する。
	越路町	越路町大字岩野と大字西野の小中学生の教育事務	長岡市	合併の日の前日をもって廃止する。
水道 ガス	山古志村	水道事業	長岡市	合併の日の前日をもって廃止する。
	中之島町	水道事業・ガス事業	見附市	合併の日の前日をもって廃止し、長岡市において合併の日に見附市と事務委託をする。

## 5 土地開発公社

区分	公社名	調整方針
財政	長岡地域土地開発公社	中之島町、越路町、三島町、山古志村及び小国町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。



## 別紙 長岡方式の地域自治

### 長岡方式の地域自治のあり方

「長岡方式の地域自治」は、市町村合併により、地域の伝統や文化が失われるのではない、中心部だけが良くなって周辺部が取り残されてしまうのではない、市役所や役場が遠くなり今より不便になるのではない、住民の声が行政に届きにくくなるのではない、という地域の不安や住民の声を背景に提言されたものである。そこで合併後も行政の目が地域の隅々まで行き届くとともに、地域のことは地域で解決でき、安心して生活できる仕組みを構築しようとするものである。

このことから長岡地域では、各町村で力を入れてきた特色ある事業を合併後も引き続き各支所で地域固有業務として行うこととし、地域の実情に即した地域自治を行える仕組みを採用するものである。

また「長岡方式の地域自治」は、不安の解消だけでなく、地域自治で最も大切な「地域住民と行政とが一体となって進めるまちづくり」を構築することにも配慮するものである。

### 地域自治組織の設置期間

地域自治組織の設置期間については、おおむね10年間とする。ただし、5年経過後にそれまでの成果の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

### 地域自治組織のしくみ

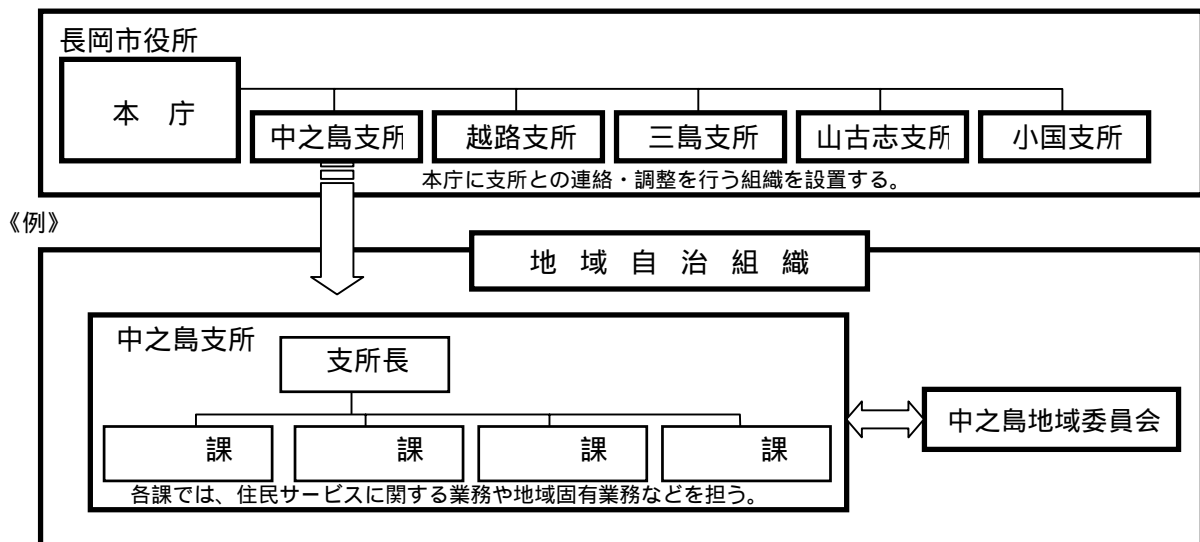
地域自治組織は、支所と地域委員会からなるものとする。

#### 1 支所機能

支所は、次の業務を行うものとする。

- (1) 通常の住民サービス
- (2) 地域固有の伝統や文化に関わるもの
- (3) 支所で行ったほうが効果的な業務

組織のイメージ



## 2 支所長の位置付け

- (1) 身分  
部長級の一般職の職員とする。
- (2) 選任方法  
市長が選任する。
- (3) 職務  
ア 支所を総括する。  
イ 地域固有業務に係る予算要求権限、予算執行権限及び事務執行権限を有する。

## 3 地域委員会

- (1) 名称  
地域委員会とする。(例 中之島地域委員会)
- (2) 位置付け  
市の附属機関とする。  
市長は、地域委員会の提案又は意見を尊重し、地域の行政運営を行うものとする。
- (3) 役割  
ア 当該地域のまちづくりに係る提案  
イ ふるさと創生基金(仮称)を活用したまちづくりの推進  
ウ 新市建設計画の執行状況及び変更の協議  
エ その他当該地域に係る各種計画の策定・変更の協議  
オ 当該地域に係る施策の協議  
カ 支所で行う地域固有業務の検討  
キ その他市長が認めること。
- (4) 委員の選任方法  
委員の選任方法及び委員数は、地域固有業務や地域の実情に応じ、地域の意見を踏まえて市長が定めるものとする。
- (5) 委員の任期  
委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (6) 委員会の長  
委員会の長は、委員の中から互選する。
- (7) 委員長の任期  
委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (8) 委員の報酬  
委員には報酬を支給する。
- (9) 事務局  
支所が地域委員会の事務を担う。

#### 4 支所の予算

支所は施設の管理経費をはじめとする経常経費のほか、地域固有業務執行経費や地域コミュニティ事業補助金（仮称）などを有することとし、個性あるまちづくりを継続して実施できる仕組みを確保する。

(1) 予算要求について

各支所は、支所に係る経費について本庁の各所管部局に予算見積書を提出し、本庁各部局は、財政課に予算見積書を提出する。

(2) 予算配当及び執行について

財政課は、予算を本庁各部局に配当し、本庁各部局は、支所執行分についてそれぞれの支所に再配当する。

(3) ふるさと創生基金（仮称）について

ア 合併特例債等により積み立てる基金は、効率的運用の観点から本庁で一括管理するが、本庁及び各支所に枠（持ち分）を設定する。

イ 各支所の持ち分から生じる運用益は、各支所予算の特定財源として取り扱う。

ウ 本庁の持ち分の運用益は、財政課が所管し、旧長岡市域のコミュニティ活動経費に活用する。

(4) 地域コミュニティ事業補助金（仮称）について

地域コミュニティ事業補助金（仮称）は、地域内のさまざまなコミュニティ関係団体が、地域や産業の活性化及び子どもたちが生き生きと育つ地域環境整備のために、自ら考え、自ら具体化していく事業を実施する場合、それらの団体に交付するものとする。

# 調 印 書

長岡市、中之島町、越路町、三島町、山古志村及び小国町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づく長岡地域合併協議会において、合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成 年 月 日

長 岡 市 長

中 之 島 町 長

越 路 町 長

三 島 町 長

山 古 志 村 長

小 国 町 長

# 立 会 人

新 潟 県 知 事

長 岡 市 議 会 議 長

中 之 島 町 議 会 議 長

越 路 町 議 会 議 長

三 島 町 議 会 議 長

山 古 志 村 議 会 議 長

小 国 町 議 会 議 長

# 各種事務事業の取扱い

# 目 次

## 福祉・保健分野

### 福祉・保健・医療分科会

#### (児童福祉)

1 私立認可保育所施設整備費補助金	1
2 ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動)	1
3 子育て支援施設の設置	1
4 家庭児童相談室	1
5 乳幼児発達支援	1
6 保育料(認可保育所保育料)	1
7 保育士配置基準	1
8 通園バス	1
9 児童手当	1
10 延長保育(特別保育)	1
11 休日保育(特別保育)	1
12 病後児保育(特別保育)	1
13 障害児保育(特別保育)	1
14 乳児保育促進事業(特別保育)	1
15 未満児保育(特別保育)	1
16 一時保育(特別保育)	1
17 地域子育て支援センター(特別保育)	1
18 地域活動事業(特別保育)	1
19 へき地保育園	1
20 チャイルドシートの助成	1
21 出産祝い金	1

#### (医療費助成)

22 妊産婦の医療費助成	2
23 ひとり親家庭等の医療費助成	2
24 乳幼児の医療費助成	2
25 精神障害者の医療費助成	2
26 重度心身障害者の医療費助成	2
27 老人の医療費助成	2
28 老人保健医療費適正化事業	2
29 老人保健法による医療制度(国制度)	2

#### (障害者福祉)

30 障害者生活支援事業	2
31 手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業	2
32 点字・声の広報等発行事業	2
33 心身障害者スポーツ振興事業	2
34 補装具の交付・修理、自己負担の補助	2
35 日常生活用具の給付、自己負担の補助	2
36 養護学校放課後サポート事業	2
37 知的障害者ふれあいの広場事業	2
38 福祉タクシー	3
39 自動車燃料費の助成	3
40 手話奉仕員養成事業	3
41 重度身体障害者移動支援事業	3
42 障害者スポーツ教室開催事業	3
43 福祉バス運行事業	3
44 心身障害者福祉ハンドブックの作成	3
45 障害者住宅設備の改善	3
46 重度身体障害者緊急通報システム	3
47 障害者イベントの開催	3
48 福祉施設送迎バス運行事業	3
49 車いす等の貸し出し	3
50 人工透析者通院費助成事業	3
51 特別児童扶養手当	3
52 障害児福祉手当	3
53 特別障害者手当	3
54 福祉手当(経過措置)	3
55 更生医療の給付	3
56 移動入浴サービス	3
57 心身障害者扶養共済	3
58 在宅重度重複障害者介護見舞金	3
59 重度身体障害者訪問審査事業	3

60 自動車改造助成事業	3
61 自動車運転免許取得費の助成	3
62 公共料金の割引	3
63 福祉電話使用料の助成(電話貸与)	3
64 手話通訳設置事業	3
65 生活訓練事業	3
66 心身障害者福祉資金の貸与	4
67 心身障害者扶養共済掛金助成	4

#### (障害者福祉支援費、母子福祉、生活保護)

68 ガイドヘルプサービス(支援費)	4
69 心身障害者訪問相談員の派遣	4
70 進行性筋萎縮症の医療給付	4
71 身体障害者施設入所(支援費)	4
72 知的障害者施設入所(支援費)	4
73 身体障害者ショートステイ(支援費)	4
74 知的障害者ショートステイ(支援費)	4
75 障害児ショートステイ(支援費)	4
76 身体障害者デイサービス(支援費、相互利用)	4
77 知的障害者デイサービス(支援費)	4
78 ホームヘルプサービス(支援費)	4
79 ホームヘルプサービス(支援費・直営事業)	4
80 婦人相談室	4
81 母子福祉資金の貸付相談	4
82 児童扶養手当	4
83 母子・父子家庭等援助事業	4
84 福祉資金利子助成事業	4
85 生活保護法による保護	4
86 応急援護	4

#### (介護保険)

87 介護保険料滞納者に対する保険給付の制限等	4
88 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	5
89 認定調査	5
90 介護保険料	5
91 介護保険料の算定・納期等	5
92 介護保険料の減免(法定減免)	5
93 介護保険料の減免(法定外減免)	5
94 特別な事情による利用料の減免(法定減免)	5
95 診療所が実施する介護保険サービス	5
96 居宅介護支援事業等(直営)	5

#### (要介護認定者に対する高齢者福祉施策)

97 介護支援専門員等支援事業	5
98 住宅改造費の助成(高齢者分)	5
99 ナイトデイサービス支援事業	5
100 痴呆性高齢者家族やすらぎ支援事業	5
101 社会福祉法人等利用者負担軽減事業	5
102 生活困窮者利用者負担軽減事業	5
103 介護相談員派遣事業	5
104 リフォームヘルパーの派遣	5
105 家族介護支援短期入所(緊急時支援サービス)	5
106 在宅高齢者等紙おむつ支給事業(高齢者分)	5
107 家族介護見舞金支給事業(高齢者分)	5
108 訪問介護利用者支援事業	5
109 高齢者福祉施策で実施する介護サービス	5
110 家族介護慰労事業	5
111 在宅介護者特別助成金	5

#### (高齢者福祉と同種の障害者福祉施策)

112 住宅改造費の助成(障害者分)	6
113 紙おむつ支給事業(障害者分)	6
114 家族介護見舞金支給事業(障害者分)	6

#### (介護認定を要しない高齢者福祉施策)

115 はり・きゆう・マッサージ割引券の支給	6
116 日常生活用具の給付・貸与	6

117 福祉電話の貸与	6
118 要介護老人家庭援助事業	6
119 高齢者住宅等生活援助員派遣	6
120 自立支援ホームヘルプサービス	6
121 養護老人ホーム短期入所事業	6
122 寝具乾燥サービス	6
123 生きがい対応型デイサービス	6
124 在宅介護支援センター事業	6
125 緊急通報システム	6
126 配食サービス事業	6
127 養護老人ホーム（措置）	6
128 老人保護措置事業(やむを得ない事由による措置)	6
129 老人カウンセラーによる相談	6
130 老人住宅資金の貸付	6
131 在宅高齢者等外出支援事業	6
132 入院見舞金	6
133 軽度生活援助事業	7
134 訪問理美容サービス	7
（精神障害者等に対する福祉施策）	
135 精神障害者ホームヘルプサービス事業	7
136 精神障害者デイサービス事業	7
137 難病患者の在宅生活支援	7
138 精神障害者交通費の助成	7
139 精神障害者地域交流事業	7
140 精神障害者短期入所事業	7
141 精神障害者介護見舞金	7
142 難病患者の利用者負担金助成	7
143 難病患者の通院費助成	7
（保健）	
144 予防接種	7
145 妊婦健診	7
146 乳児健康相談	7
147 不妊治療費助成事業	7
148 乳幼児健診	7
149 妊産婦・新生児訪問	7
150 乳幼児歯科保健（フッ素塗布）	7
151 がん検診	7
152 歯周疾患検診	8
153 骨粗しょう症検診	8
154 基本健康診査	8
155 総合健康診査（基本健診、がん検診、胸部レントゲン）	8
156 訪問指導	8
157 健康相談	8
158 健康教育	8
159 人間ドック等の補助	8
160 診療所	8
161 介護予防事業	8
162 健康づくり推進事業	8
（その他社会福祉施策）	
163 成年後見制度利用支援事業	8
164 要介護世帯除雪費助成事業	8
165 旧軍人・戦傷病者・戦没者遺族援護	8
166 社会福祉施設建設費補助	8
167 結婚奨励金	8
168 嫁婿対策補助金	8
169 結婚衣裳貸出	8
170 福祉センター管理運営	8
171 老人福祉センター・老人憩の家管理運営	8
172 その他福祉施設管理運営	8
173 心配ごと相談	8
174 集落高齢者活動館整備事業費補助金	8
175 高額療養費資金貸付	8
住民生活分野	
防災・防犯・交通分科会	
176 自主防災組織の結成支援事業	9
177 地域防災計画策定	9

178 備蓄物資整備事業	9
179 防犯灯設置事業	9
180 防犯灯等電気負担	9
181 防災行政無線（移動系）事業	9
182 交通指導員の体制	9
183 地区交通安全団体補助事業	9
184 交通遺児支援事業	9
消防分科会	
185 消防団	9
住民・国保・年金分科会	
186 消費生活の相談・情報提供	9
187 公営墓地の管理委託	9
188 公営墓地の使用料・管理手数料	9
189 霊きゅう車運行事業	9
190 国民健康保険料（税）	9
191 国民健康保険料の納期	10
192 国民健康保険証	10
193 国民健康保険の給付	10
環境分科会	
194 ごみステーション設置補助事業	10
195 生ごみ処理機器設置補助事業	10
196 資源回収奨励事業	10
197 ごみの分別収集	10
198 家庭ごみ処理手数料	10
199 事業ごみ処理手数料	10
200 し尿汲取り手数料	10
水道・ガス分科会	
201 水道料金	10
202 水道の加入金	10
203 水道メーターの検針サイクル及び水道料金の納付	10
204 ガス料金	10
205 ガスメーターの検針サイクル及びガス料金の納付	10
教育分野	
学校教育分科会	
（幼児教育の振興、個性を生かす教育の推進、保健衛生の確保）	
206 私立幼稚園就園奨励費補助金	11
207 私立幼稚園運営費等補助金	11
208 私立幼稚園障害児教育費補助金	11
209 私立幼稚園施設整備費補助金	11
210 預かり保育推進事業費補助金	11
211 幼児教育研修会	11
212 中学生理数系セミナー	11
213 オープンスクール	11
214 愛・夢・パワー 子どもかがやき塾支援事業	11
215 体育系指導者研修会	11
216 人材教育推進	11
217 イングリッシュ・数学アカデミー	11
218 長岡学アカデミー	11
219 英語教育推進事業	11
220 バス利用校外学習	11
221 各種大会等出場者助成金	11
222 体験学習推進事業	11
223 修学旅行付添看護師派遣事業	11
224 児童・生徒健康診断事業	11
225 教職員健康診断事業	11
226 歯科保健教育推進事業補助金	11
（学校給食の充実、保護者負担の軽減等、特殊教育の推進）	
227 学校給食用食器入替	11
228 学校給食施設設備整備事業	12
229 学校調理職員の配置基準等	12
230 学校給食管理運営事業	12
231 学校給食調理業務民間委託事業	12
232 学校給食配送事業	12
233 就学援助・奨励費補助事業	12



234 遠距離通学児童・生徒の通学費助成	12
235 防犯ベル配布事業	12
236 新入学児童お祝い品贈呈	12
237 障害児教育推進	12
238 肢体不自由生徒在籍校の移動設備整備事業	12
239 特殊教育諸学校就学奨励費助成	12
240 特殊学級等交流啓発事業補助金	12
241 就学指導業務	12
242 障害児教育（指導助手、介助員設置）	12
243 障害児童・生徒就学負担金	12
（学校運営支援、生徒指導の充実、高校・高等教育の充実、教育環境の整備）	
244 教育補助員配置事業	12
245 基礎学力定着推進事業	12
246 適応指導教室（訪問相談）運営	12
247 教育相談	12
248 セーフティパトロール員配置事業	12
249 心ふれあい相談員配置事業	12
250 学校不適応対策研究委員会	12
251 高等学校等入学準備金貸付金	12
252 私立高等学校運営費補助	13
253 私立高等学校学費助成金	13
254 公立高校に対する助成	13
255 学校施設整備	13
256 校具等整備	13
257 教材整備	13
258 指導用消耗品	13
259 特殊学級教材整備	13
260 図書購入	13
261 学習情報化推進（ネットワーク関係）	13
262 教育用コンピュータの整備	13
263 学校配置備品の管理	13
264 理科教育等設備整備事業	13
265 教科書改訂等に伴う教材充実事業	13
266 ごみ処理対策	13
267 教員住宅整備事業	13
268 学校管理員の配置基準及び学校管理員業務	13
生涯学習・公民館・文化施設分科会	
269 町内公民館等建設補助	13
270 公文書（廃棄文書）の収集	13
271 古文書の収集	13
青少年健全育成分科会	
272 成人式の開催	13
273 放課後児童健全育成	13
274 児童館の運営	13
275 青少年の交流・体験学習	14
スポーツ・体育施設分科会	
276 学校施設の開放	14
277 管理運営体制（体育館）	14
278 管理運営体制（プール）	14
279 管理運営体制（テニス場）	14
280 管理運営体制（野球場）	14
281 管理運営体制（その他運動施設（運動広場等））	14
282 管理運営体制（レクリエーション施設）	14
283 管理運営体制（トレーニングセンター）	14
284 管理運営体制（陸上競技場）	14
285 管理運営体制（スポーツ・集会複合施設）	14
286 スポーツ振興報奨金	14
287 市民総合賠償補償事務	14
288 体育指導委員の報酬等	14
289 スポーツ大会開催負担金	14
産業分野	
商工・労働分科会	
（金融対策、商業振興）	
290 倒産防止等融資	15
291 中小企業振興資金(普通貸付)	15

292 中小企業振興資金(創業貸付)	15
293 中小企業高度化資金	15
294 中小企業振興資金(小口)	15
295 中心市街地産業集積促進資金	15
296 県信用保証協会保証料補助	15
297 経営安定・不況対策特別融資	15
298 地方産業育成資金	15
299 カードローン・当座貸越保証料補助	15
300 がん木整備補助事業（商業環境施設整備等補助金）	15
301 露店市場管理運営事業	15
302 商店街ライトアップ促進事業	15
303 アーケード維持管理負担金	15
304 アーケード建設費負担金	15
305 商店街活性化ワークショップ事業	15
306 地域通貨研究会支援事業	15
307 中心市街地事務所集積促進事業	15
308 中心商店街合同ソフト事業	15
309 チャレンジショップ運営事業	15
310 S O H O 起業家育成支援事業	15
311 新規出店者育成支援事業	15
312 中小企業大学校受講料補助金	15
313 異業種交流事業等の補助金	16
（勤労者対策）	
314 中高年離職者就職支援事業	16
315 ヤング・ジョブ・カフェながおか事業	16
316 県労働者信用基金協会貸付金	16
317 勤労青少年ホーム事業	16
318 勤労者福利厚生施設事業	16
319 長岡市勤労者福祉資金貸付金	16
320 勤労会館事業	16
321 出稼対策事業	16
（工業振興）	
322 産学共同研究事業	16
323 産学共同研究成果報告	16
324 各種学会・大会等補助金	16
325 デザイン振興事業	16
326 長岡造形大学デザイン連携事業	16
327 デザインフェア開催事業	16
328 地域産業技術開発支援事業	16
329 I S O 9 0 0 0 シリーズ等認証取得支援事業	16
330 テクニカルアドバイザー事業（技術相談）	16
331 新技術新製品開発資金融資事業	16
332 設備資金融資、設備近代化促進事業	16
333 外国人技術研修生受入れ事業支援	16
334 見本市・展示会助成事業	17
335 テクニカルアドバイザー事業（受注相談）	17
336 受注促進のための情報発信事業	17
337 信濃川テクノポリス開発機構支援	17
338 産業交流フェア in にいがた	17
339 産業交流会館支援事業	17
340 中小企業受注促進事業	17
341 長岡ものづくり基地研究会	17
342 産業展示室運営事業	17
（企業誘致）	
343 税の免除・助成金	17
344 オフィス・アルカディア事業の推進	17
345 企業誘致促進事業	17
346 工場土地資金融資事業	17
347 工場建設資金融資事業	17
348 賃貸型事業育成施設管理事業	17
349 賃貸型企業立地支援事業	17
観光分科会	
350 四季のまつり	17
351 観光宣伝（観光パンフレット等）	17
352 観光宣伝（広告媒体）	17
353 観光宣伝（誘客促進事業）	17
354 観光施設の管理運営	17

農林分科会		415 下水道受益者負担金の額	20
355 新たな担い手への支援対策事業	18	416 下水道受益者負担金の規定	20
356 農業機械・施設導入に対する国県補助事業への市町村上乗せ補助	18	417 処理区域外の下水排除制度〔工事負担金〕(農業集落排水事業を含む)	20
357 園芸振興	18	418 処理区域外の下水排除制度〔公共汚水ます〕(農業集落排水事業を含む)	21
358 松くい虫・有害鳥獣等駆除事業	18	419 水洗便所設備改造等工事資金融資制度(農業集落排水事業を含む)	21
359 土地改良事業の申請団体・負担団体	18	420 利子補給制度(農業集落排水事業を含む)	21
360 農村生活環境整備	18		
361 認定農業者への支援対策事業	18	その他の分野	
362 農業関係制度資金利子補給	18	広報分科会	
363 地域農業の活性化	18	421 首長への手紙	22
364 稲作振興(特別栽培農産物認証事業)	18	422 広報紙の発行	22
365 水産振興	18		
366 農道・用排水路等の施設の維持管理	18	例規分科会	
367 造林・保育事業	18	423 非核平和の推進	22
368 土地改良事業補助金(国県補助事業の市町村上乗せ補助)	18	424 公募の賞	22
369 農業機械・施設導入に対する市町村単独補助(農業生産組織育成)	18	425 情報公開制度	22
370 都市農村交流(農業農村理解)の促進	18	426 審議会等の議事録公表制度	22
371 土地改良事業補助金(市町村単独)	18	427 個人情報保護制度	22
372 災害復旧事業(農地・林地)	18	428 海外高校留学奨学金の支給	22
373 土づくり促進事業	18	429 育英奨学金の貸し付け	22
374 林道等維持管理	18	430 市町村表彰	22
375 畜産振興	18		
376 生産調整	18	企画・総合計画分科会	
377 中山間地域振興	18	431 市民活動の推進	22
		432 男女共同参画推進事業	22
都市整備分野		433 親はじめ支援事業(ブックスタート)	22
都市計画分科会		434 小中学校への外国人留学生派遣事業	22
378 バリアフリー化整備事業補助	19	435 国際交流センターの運営	22
379 都市景観の形成	19	436 英文広報紙の作成	22
380 バス待合所設置事業補助	19	437 国際親善名誉市民	22
381 土地区画整理事業助成制度	19	438 姉妹都市・友好都市	22
382 生活路線バス	19		
建築住宅分科会		情報分科会	
383 市町村営住宅(家賃)	19	439 行政事務の電算システム	23
384 市町村営住宅(敷金)	19	440 ネットワーク環境	23
385 市町村営・県営住宅(入居者の資格)	19		
386 市町村営・県営住宅(入居者の選考方法)	19	契約分科会	
387 市町村営住宅(家賃の減免方法等)	19	441 建設工事の発注基準等	23
388 市町村営住宅(駐車場使用料)	19		
389 県営住宅(家賃)	19		
390 県営住宅(敷金)	19		
391 県営住宅(家賃の減免方法等)	19		
392 県営住宅(駐車場使用料)	19		
393 改良・単独住宅(家賃)	19		
394 改良・単独住宅(敷金)	19		
395 改良・単独住宅(入居者の資格)	19		
396 改良・単独住宅(入居者の選考方法)	19		
397 改良・単独住宅(家賃の減免方法等)	19		
398 改良・単独住宅(駐車場使用料)	19		
399 公営住宅等維持管理費用の負担区分	19		
400 勤労者住宅建設資金融資制度	19		
401 がけ地・地すべり等危険地域住宅移転事業費補助金	20		
402 住宅建設助成制度	20		
403 克雪住宅整備事業補助金	20		
404 特定優良賃貸住宅制度	20		
405 高齢者向け優良賃貸住宅制度	20		
406 公営住宅法借上住宅制度	20		
道路・河川分科会			
407 市町村道の認定基準	20		
408 道路の維持管理	20		
409 放置自転車対策事業	20		
410 道路除雪の出動基準等	20		
411 歩道除雪の出動基準等	20		
412 小型除雪機械の無償貸与	20		
413 消雪パイプに係る施策	20		
下水道分科会			
414 下水道使用料(農業集落排水事業を含む)	20		

## 福祉・保健分野

福祉・保健・医療分科会

( 児童福祉 )

項番	各種事務事業	分類	調整方針
1	私立認可保育所施設整備費補助金	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
2	ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動)	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
3	子育て支援施設の設置	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
4	家庭児童相談室	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
5	乳幼児発達支援	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
6	保育料(認可保育所保育料)	合併後に統一	平均保育料の水準に統一する。ただし、合併後、2か年度において段階的に調整する。 なお、所得階層区分は平成17年度から統一する。
7	保育士配置基準	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
8	通園バス	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
9	児童手当	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
10	延長保育(特別保育)	現行どおり	現行どおりとする。ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。
11	休日保育(特別保育)	現行どおり	現行どおりとする。ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。
12	病後児保育(特別保育)	現行どおり	現行どおりとする。ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。
13	障害児保育(特別保育)	現行どおり	現行どおりとする。ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。
14	乳児保育促進事業(特別保育)	現行どおり	現行どおりとする。ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。
15	未満児保育(特別保育)	現行どおり	現行どおりとする。ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。
16	一時保育(特別保育)	現行どおり	現行どおりとする。ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。
17	地域子育て支援センター(特別保育)	現行どおり	現行どおりとする。ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。
18	地域活動事業(特別保育)	現行どおり	現行どおりとする。ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。
19	へき地保育園	現行どおり	現行どおりとする。
20	チャイルドシートの助成	合併時に廃止	廃止する。ただし、再利用事業及び貸与事業については、新市で利用しやすい制度に再編するものとする。
21	出産祝い金	合併後に廃止	廃止する。ただし、小国町の有資格者については、平成17年度は現行どおりとする。 なお、合併後は、この制度の趣旨を尊重し、地域における子育て支援策の充実に努めるものとする。

( 医療費助成 )

項番	各種事務事業	分類	調整方針
22	妊産婦の医療費助成	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。経過措置として、制度統一により対象除外となる人には、出産した翌月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。
23	ひとり親家庭等の医療費助成	合併時に統一	長岡市、中之島町、越路町、三島町、山古志村の制度に統一する。経過措置として、制度統一により入院時食事療養費の助成が受けられなくなる人には、平成17年9月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。
24	乳幼児の医療費助成	合併時に統一	越路町、山古志村、小国町の制度に統一する。なお、入院時食事療養費の助成は、市町村民税非課税世帯とする。経過措置として、制度統一により入院時食事療養費の助成が受けられなくなる人には、平成17年8月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。
25	精神障害者の医療費助成	合併時に統一	長岡市、越路町の制度を基に統一する。なお、入院時食事療養費の助成は、市町村民税非課税世帯とする。経過措置として、制度統一により対象除外となる人及び対象者のうち入院時食事療養費の助成が受けられなくなる人には、平成17年9月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。
26	重度心身障害者の医療費助成	合併時に統一	長岡市、中之島町、越路町、三島町、山古志村の制度に統一する。経過措置として、制度統一により対象除外となる人及び対象者のうち入院時食事療養費の助成が受けられなくなる人には、平成17年8月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。
27	老人の医療費助成	合併時に統一	中之島町、三島町、山古志村の制度に統一する。経過措置として、制度統一により対象除外となる人には、平成17年7月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。
28	老人保健医療費適正化事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
29	老人保健法による医療制度（国制度）	現行どおり	国の制度であり、調整不要。

（障害者福祉）

項番	各種事務事業	分類	調整方針
30	障害者生活支援事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
31	手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
32	点字・声の広報等発行事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
33	心身障害者スポーツ振興事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
34	補装具の交付・修理、自己負担の補助	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
35	日常生活用具の給付、自己負担の補助	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
36	養護学校放課後サポート事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
37	知的障害者ふれあいの広場事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
38	福祉タクシー	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
39	自動車燃料費の助成	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。

40	手話奉仕員養成事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
41	重度身体障害者移動支援事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
42	障害者スポーツ教室開催事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
43	福祉バス運行事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
44	心身障害者福祉ハンドブックの作成	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
45	障害者住宅設備の改善	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
46	重度身体障害者緊急通報システム	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
47	障害者イベントの開催	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
48	福祉施設送迎バス運行事業	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
49	車いす等の貸し出し	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、現有のもので貸し出しを行うものとする。
50	人工透析者通院費助成事業	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとする。地域性を考慮し、他の福祉サービスとの調整を図る。なお、通院手段の整備状況を十分配慮するものとする。
51	特別児童扶養手当	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
52	障害児福祉手当	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
53	特別障害者手当	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
54	福祉手当（経過措置）	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
55	更生医療の給付	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
56	移動入浴サービス	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
57	心身障害者扶養共済	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
58	在宅重度重複障害者介護見舞金	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
59	重度身体障害者訪問審査事業	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
60	自動車改造助成事業	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
61	自動車運転免許取得費の助成	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
62	公共料金の割引	現行どおり	県・他団体で実施するものであり、調整不要。
63	福祉電話使用料の助成（電話貸与）	現行どおり	現行どおりとする。
64	手話通訳設置事業	現行どおり	現行どおりとする。
65	生活訓練事業	現行どおり	現行どおりとする。
66	心身障害者福祉資金の貸与	合併時に廃止	廃止する。なお、廃止後は社会福祉協議会の貸付制度で対応を図るものとする。
67	心身障害者扶養共済掛金助成	合併後に廃止	廃止する。ただし、合併後、3か年度から5か年度程度は現行どおりとする。なお、廃止後は現行の県制度で対応を図るものとする。

( 障害者福祉支援費、母子福祉、生活保護 )

項番	各種事務事業	分類	調整方針
68	ガイドヘルプサービス(支援費)	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
69	心身障害者訪問相談員の派遣	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
70	進行性筋萎縮症の医療給付	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
71	身体障害者施設入所(支援費)	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
72	知的障害者施設入所(支援費)	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
73	身体障害者ショートステイ(支援費)	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
74	知的障害者ショートステイ(支援費)	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
75	障害児ショートステイ(支援費)	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
76	身体障害者デイサービス(支援費・相互利用)	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
77	知的障害者デイサービス(支援費)	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
78	ホームヘルプサービス(支援費)	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
79	ホームヘルプサービス(支援費・直営事業)	合併時に廃止	廃止する。なお、廃止後は民間事業所(同規模サービスで同額負担)で対応するものとする。
80	婦人相談室	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
81	母子福祉資金の貸付相談	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
82	児童扶養手当	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
83	母子・父子家庭等援助事業	合併時に廃止	廃止する。なお、廃止後は母子・父子家庭等に対する子育て支援策の充実に努めるものとする。
84	福祉資金利子助成事業	合併時に廃止	廃止する。なお、廃止後は社会福祉協議会の貸付制度等で対応を図るものとする。
85	生活保護法による保護	合併時に統一	国の水準に統一する。
86	応急援護	現行どおり	現行どおりとする。

( 介護保険 )

項番	各種事務事業	分類	調整方針
87	介護保険料滞納者に対する保険給付の制限等	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
88	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	合併後に統一	長岡市の計画に統一する。ただし、平成17年度までの第2期計画は、各市町村の計画の集合をもって新市の事業計画として取り扱うものとする。
89	認定調査	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
90	介護保険料	合併後に統一	新たな介護保険料額を定め、平成18年度から統一する。

91	介護保険料の算定・納期等	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
92	介護保険料の減免（法定減免）	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
93	介護保険料の減免（法定外減免）	合併後に統一	新制度を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
94	特別な事情による利用料の減免（法定減免）	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
95	診療所が実施する介護保険サービス	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
96	居宅介護支援事業等（直営）	合併後に廃止	廃止する。ただし、廃止する時期や事業の民営化等については、第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において検討するものとする。

（要介護認定者に対する高齢者福祉施策）

項番	各種事務事業	分類	調整方針
97	介護支援専門員等支援事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
98	住宅改造費の助成（高齢者分）	合併時に統一	県の基準に統一する。
99	ナイトデイサービス支援事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
100	痴呆性高齢者家族やすらぎ支援事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
101	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
102	生活困窮者利用者負担軽減事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
103	介護相談員派遣事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
104	リフォームヘルパーの派遣	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
105	家族介護支援短期入所（緊急時支援サービス）	合併時に統一	中之島町の制度を基に統一する。
106	在宅高齢者等紙おむつ支給事業(高齢者分)	合併時に統一	新基準を創設し統一する。
107	家族介護見舞金支給事業（高齢者分）	合併時に統一	新基準を創設し統一する。
108	訪問介護利用者支援事業	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
109	高齢者福祉施策で実施する介護サービス	合併時に廃止	廃止する。なお、廃止後は介護保険サービスや介護予防等の高齢者福祉施策のなかで対応を図るものとする。
110	家族介護慰労事業	合併時に廃止	廃止する。なお、廃止後は家族介護見舞金支給制度のなかで対応を図るものとする。
111	在宅介護者特別助成金	合併時に廃止	廃止する。なお、廃止後は家族介護見舞金支給制度のなかで対応を図るものとする。

（高齢者福祉と同種の障害者福祉施策）

項番	各種事務事業	分類	調整方針
112	住宅改造費の助成（障害者分）	合併時に統一	県の基準に統一する。
113	紙おむつ支給事業（障害者分）	合併時に統一	新基準を創設し統一する。

114	家族介護見舞金支給事業（障害者分）	合併時に統一	新基準を創設し統一する。
-----	-------------------	--------	--------------

（介護認定を要しない高齢者福祉施策）

項番	各種事務事業	分類	調整方針
115	はり・きゅう・マッサージ割引券の支給	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
116	日常生活用具の給付・貸与	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
117	福祉電話の貸与	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
118	要介護老人家庭援助事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
119	高齢者住宅等生活援助員派遣	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
120	自立支援ホームヘルプサービス	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
121	養護老人ホーム短期入所事業	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
122	寝具乾燥サービス	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
123	生きがい対応型デイサービス	合併後に統一	新制度を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
124	在宅介護支援センター事業	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。なお、在宅介護支援センターの委託化については、第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において検討するものとする。
125	緊急通報システム	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
126	配食サービス事業	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
127	養護老人ホーム（措置）	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
128	老人保護措置事業（やむを得ない事由による措置）	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
129	老人カウンセラーによる相談	合併時に廃止	廃止する。なお、廃止後は介護相談員派遣事業等高齢者に関する相談業務全体のなかで対応する。
130	老人住宅資金の貸付	合併時に廃止	廃止する。ただし、既貸付者については現行どおりとする。なお、廃止後は長岡市住宅建設等特別融資資金貸付制度のなかで扱うものとする。
131	在宅高齢者等外出支援事業	当分の間現行どおり	平成18年度までは現行どおりとする。なお、それ以後は高齢者保健福祉計画の中で検討する。
132	入院見舞金	合併時に廃止	廃止する。なお、廃止後は高齢者在宅支援施策の充実に努めるものとする。
133	軽度生活援助事業	合併時に廃止	廃止する。なお、廃止後は高齢者在宅支援施策の充実に努めるものとする。
134	訪問理美容サービス	合併時に廃止	廃止する。なお、廃止後は高齢者在宅支援施策の充実に努めるものとする。

（精神障害者等に対する福祉施策）

項番	各種事務事業	分類	調整方針
135	精神障害者ホームヘルプサービス事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。



136	精神障害者デイサービス事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
137	難病患者の在宅生活支援	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
138	精神障害者交通費の助成	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。なお、通院に係る交通費については、平成17年度に上限額を設定し、それに続く2か年度で段階的に廃止する。
139	精神障害者地域交流事業	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
140	精神障害者短期入所事業	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
141	精神障害者介護見舞金	合併後に廃止	廃止する。ただし、平成17年度は現行どおりとし、その後2か年度で段階的に廃止する。なお、廃止後は精神障害者施策の充実に努めるものとする。
142	難病患者の利用者負担金助成	合併後に廃止	廃止する。ただし、平成17年度は現行どおりとし、その後2か年度で段階的に廃止する。なお、廃止後は国の居宅生活支援事業に基づき、難病患者の日常生活の支援をはじめ自立と社会参加の促進に努めるものとする。
143	難病患者の通院費助成	合併後に廃止	廃止する。ただし、平成17年度に上限額を設定し、それに続く2か年度で段階的に廃止する。なお、廃止後は国の居宅生活支援事業に基づき、難病患者の日常生活の支援をはじめ自立と社会参加の促進に努めるものとする。

(保健)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
144	予防接種	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
145	妊婦健診	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
146	乳児健康相談	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
147	不妊治療費助成事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
148	乳幼児健診	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
149	妊産婦・新生児訪問	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
150	乳幼児歯科保健(フッ素塗布)	合併時に統一	新制度を創設し統一する。
151	がん検診	合併時に統一	前立腺がんについては越路町の制度を基にし、その他は長岡市の制度を基に統一する。
152	歯周疾患検診	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
153	骨粗しょう症検診	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
154	基本健康診査	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
155	総合健康診査(基本健診、がん検診、胸部レントゲン)	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
156	訪問指導	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
157	健康相談	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
158	健康教育	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。

159	人間ドック等の補助	合併時に廃止	廃止する。なお、廃止後は基本健康診査、がん検診、胸部レントゲン検査をセットで受診できる総合健康診査へ移行するものとする。
160	診療所	現行どおり	現行どおりとする。なお、使用料・手数料は、小国町の制度を基に新基準を創設し統一する。
161	介護予防事業	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
162	健康づくり推進事業	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。

(その他社会福祉施策)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
163	成年後見制度利用支援事業	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
164	要介護世帯除雪費助成事業	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
165	旧軍人・戦傷病者・戦没者遺族援護	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
166	社会福祉施設建設費補助	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
167	結婚奨励金	合併時に廃止	廃止する。
168	嫁婿対策補助金	合併時に廃止	廃止する。なお、廃止後は長岡地域広域行政組合等の事業を活用するものとする。
169	結婚衣裳貸出	合併時に廃止	廃止する。
170	福祉センター管理運営	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
171	老人福祉センター・老人憩の家管理運営	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
172	その他福祉施設管理運営	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
173	心配ごと相談	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
174	集落高齢者活動館整備事業費補助金	合併時に廃止	廃止する。なお、廃止後は高齢者福祉施策の充実に努めるものとする。
175	高額療養費資金貸付	合併時に廃止	廃止する。なお、廃止後は社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度等の活用を図るものとする。

## 住民生活分野

### 防災・防犯・交通分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
176	自主防災組織の結成支援事業	合併時に統一	新制度を創設し統一する。
177	地域防災計画策定	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。 なお、統一までの間は、これまでの各市町村の計画を活用しながら、新市の防災に努めるものとする。
178	備蓄物資整備事業	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
179	防犯灯設置事業	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3か年度から5か年度程度は現行どおりとする。
180	防犯灯等電気料負担	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3か年度から5か年度程度は現行どおりとする。
181	防災行政無線（移動系）事業	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。ただし、免許人名義は長岡市とするとともに、現行機器を活用したシステムの統合、情報伝達の一元化を図るものとする。 なお、統一までの間は、本庁と支所及び支所区域内の防災情報の伝達に支障のないように努めるものとする。
182	交通指導員の体制	合併後に統一	新制度を創設し統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
183	地区交通安全団体補助事業	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
184	交通遺児支援事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。

### 消防分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
185	消防団	合併後に統一	消防団の組織は、現行のまま6個消防団とするが、意志統一、融合が図られた段階で順次統合する。 消防団員の報酬年額及び出勤費用弁償額は、長岡市消防団に統一する。ただし、経過措置を設け、段階的に調整して統一するものとする。 消防団員への支給品及び貸与品等は、消防庁の基準等に統一するが、当分の間は現行のままとし、計画的に作業服等の更新を図る。

### 住民・国保・年金分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
186	消費生活の相談・情報提供	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
187	公営墓地の管理委託	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
188	公営墓地の使用料・管理手数料	現行どおり	現行どおりとする。
189	霊きゆう車運行事業	合併時に廃止	廃止する。なお、廃止後は民間事業を活用する。
190	国民健康保険料（税）	合併後に統一	賦課方式は長岡市の制度に統一し、2年間不均一賦課を行った後、平成19年度からほぼ平均的（加重平均）保険料額の水準に統一する。
191	国民健康保険料の納期	合併時に統一	新基準を創設し統一する。

192	国民健康保険証	合併時に統一	長岡市、中之島町、越路町、三島町、小国町の制度に統一する。
193	国民健康保険の給付	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。

#### 環境分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
194	ごみステーション設置補助事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
195	生ごみ処理機器設置補助事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
196	資源回収奨励事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
197	ごみの分別収集	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成19年度までは現行どおりとする。
198	家庭ごみ処理手数料	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成19年度までは現行どおりとする。
199	事業ごみ処理手数料	合併後に統一	新たな料金に統一する。ただし、平成19年度までは現行どおりとする。
200	し尿汲取り手数料	合併後に統一	新たな料金に統一する。ただし、平成19年度までは現行どおりとする。

#### 水道・ガス分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
201	水道料金	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。
202	水道の加入金	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。
203	水道メーターの検針サイクル及び水道料金の納付	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。なお、公営ガス対象地区（越路町）は現行どおりとする。
204	ガス料金	現行どおり	現行どおりとする。
205	ガスメーターの検針サイクル及びガス料金の納付	現行どおり	現行どおりとする。

## 教育分野

### 学校教育分科会

( 幼児教育の振興、個性を生かす教育の推進、保健衛生の確保 )

項番	各種事務事業	分類	調整方針
206	私立幼稚園就園奨励費補助金	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
207	私立幼稚園運営費等補助金	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
208	私立幼稚園障害児教育費補助金	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
209	私立幼稚園施設整備費補助金	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
210	預かり保育推進事業費補助金	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
211	幼児教育研修会	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
212	中学生理数系ゼミナール	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
213	オープンスクール	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
214	愛・夢・パワー 子どもかがやき塾支援事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
215	体育系指導者研修会	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
216	人材教育推進	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併後、3か年度から5か年度は現行どおりとする。
217	イングリッシュ・数学アカデミー	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
218	長岡学アカデミー	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併後、3か年度から5か年度は現行どおりとする。
219	英語教育推進事業	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3か年度から5か年度は現行どおりとする。
220	バス利用校外学習	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
221	各種大会等出場者助成金	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
222	体験学習推進事業	合併時に廃止	公費負担による事業としては廃止する。なお、廃止後は他の体験学習事業と同様に保護者負担による実施とする。
223	修学旅行付添看護師派遣事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
224	児童・生徒健康診断事業	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
225	教職員健康診断事業	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
226	歯科保健教育推進事業補助金	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。

( 学校給食の充実、保護者負担の軽減等、特殊教育の推進 )

項番	各種事務事業	分類	調整方針
227	学校給食用食器入替	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
228	学校給食施設設備整備事業	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。

229	学校調理職員の配置基準等	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、学校給食管理運営の方法が決定されるまで現行どおりとする。
230	学校給食管理運営事業	当分の間現行どおり (一部合併時、合併後に統一)	運営方式については、当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。 安全衛生検査と消耗品配当は、長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。 その他は、長岡市の制度に統一する。
231	学校給食調理業務民間委託事業	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて長岡市の制度を基に新基準を創設する。
232	学校給食配送事業	現行どおり	現行どおりとする。
233	就学援助・奨励費補助事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
234	遠距離通学児童・生徒の通学費助成	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。ただし、合併後、5か年度程度は現行どおりとする。
235	防犯ベル配布事業	合併時に廃止	廃止する。なお、廃止後はボランティア等による防犯対策の充実策を講ずるように努めることとする。
236	新入学児童お祝い品贈呈	合併時に廃止	廃止する。
237	障害児教育推進	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
238	肢体不自由生徒在籍校の移動設備整備事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
239	特殊教育諸学校就学奨励費助成	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
240	特殊学級等交流啓発事業補助金	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
241	就学指導業務	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
242	障害児教育（指導助手、介助員設置）	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
243	障害児童・生徒就学負担金	現行どおり	現行どおりとする。

（学校運営支援、生徒指導の充実、高校・高等教育の充実、教育環境の整備）

項番	各種事務事業	分類	調整方針
244	教育補助員配置事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
245	基礎学力定着推進事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
246	適応指導教室（訪問相談）運営	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
247	教育相談	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
248	セーフティパトロール員配置事業	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
249	心ふれあい相談員配置事業	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
250	学校不対応策研究委員会	合併時に廃止	廃止する。なお、廃止後は当委員会と同様の機能を有する長岡市の子どもふれあいサポート事業（サポートネットワーク会議）の中で扱うものとする。
251	高等学校等入学準備金貸付金	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
252	私立高等学校運営費補助	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
253	私立高等学校学費助成金	合併時に統一	長岡市、三島町の制度に統一する。

254	公立高校に対する助成	現行どおり	現行どおりとする。
255	学校施設整備	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
256	校具等整備	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
257	教材整備	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
258	指導用消耗品	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
259	特殊学級教材整備	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
260	図書購入	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
261	学習情報化推進（ネットワーク関係）	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
262	教育用コンピュータの整備	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
263	学校配置備品の管理	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
264	理科教育等設備整備事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
265	教科書改訂等に伴う教材充実事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
266	ごみ処理対策	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
267	教員住宅整備事業	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
268	学校管理員の配置基準及び学校管理員業務	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。

#### 生涯学習・公民館・文化施設分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
269	町内公民館等建設補助	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
270	公文書（廃棄文書）の収集	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
271	古文書の収集	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。

#### 青少年健全育成分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
272	成人式の開催	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併後、3か年度から5か年度程度は現行どおりとする。
273	放課後児童健全育成	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
274	児童館の運営	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
275	青少年の交流・体験学習	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。

#### スポーツ・体育施設分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
276	学校施設の開放	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
277	管理運営体制（体育館）	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
278	管理運営体制（プール）	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
279	管理運営体制（テニスコート）	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
280	管理運営体制（野球場）	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
281	管理運営体制（その他運動施設（運動広場等））	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
282	管理運営体制（レクリエーション施設）	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
283	管理運営体制（トレーニングセンター）	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
284	管理運営体制（陸上競技場）	現行どおり	現行どおりとする。
285	管理運営体制（スポーツ・集会複合施設）	現行どおり	現行どおりとする。
286	スポーツ振興報奨金	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
287	市民総合賠償補償事務	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
288	体育指導委員の報酬等	合併時に統一	新制度を創設し統一する。
289	スポーツ大会開催負担金	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。



## 産業分野

商工・労働分科会

(金融対策、商業振興)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
290	倒産防止等融資	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
291	中小企業振興資金(普通貸付)	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
292	中小企業振興資金(創業貸付)	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
293	中小企業高度化資金	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
294	中小企業振興資金(小口)	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
295	中心市街地産業集積促進資金	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
296	県信用保証協会保証料補助	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
297	経営安定・不況対策特別融資	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。なお、制度未実施の町村は、平成17年度から長岡市の制度を適用する。
298	地方産業育成資金	合併時に廃止	廃止する。なお、廃止後は中小企業振興資金等、より有利な他の融資制度で対応する。
299	カードローン・当座貸越保証料補助	合併後に廃止	廃止する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。なお、合併を機に、信用保証料補助制度を含め、制度融資全般を見直すことにより、中小企業のニーズに応じた利用しやすい制度を創設・再編していくものとする。
300	がん木整備補助事業(商業環境施設整備等補助金)	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
301	露店市場管理運営事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
302	商店街ライトアップ促進事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
303	アーケード維持管理負担金	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
304	アーケード建設費負担金	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
305	商店街活性化ワークショップ事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
306	地域通貨研究会支援事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
307	中心市街地事務所集積促進事業	現行どおり	現行どおりとする。
308	中心商店街合同ソフト事業	現行どおり	現行どおりとする。
309	チャレンジショップ運営事業	現行どおり	現行どおりとする。
310	SOHO起業家育成支援事業	現行どおり	現行どおりとする。
311	新規出店者育成支援事業	現行どおり	現行どおりとする。
312	中小企業大学校受講料補助金	合併時に廃止	廃止する。なお、廃止後は長岡市米百俵財団の助成制度で対応する。
313	異業種交流事業等の補助金	合併時に廃止	廃止する。なお、廃止後は「三島町商工会商工振興事業補助金」全体のなかで扱うものとする。

(勤労者対策)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
314	中高年離職者就職支援事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
315	ヤング・ジョブ・カフェながおか事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
316	県労働者信用基金協会貸付金	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
317	勤労青少年ホーム事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
318	勤労者福利厚生施設事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
319	長岡市勤労者福祉資金貸付金	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
320	勤労会館事業	現行どおり	現行どおりとする。
321	出稼対策事業	合併後に廃止	廃止する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。 なお、廃止後は新市の情報提供サービスの中で対応する。また、地域の実情を踏まえ、新市における就業の場の拡大に努める。

(工業振興)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
322	産学共同研究事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
323	産学共同研究成果報告	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
324	各種学会・大会等補助金	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
325	デザイン振興事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
326	長岡造形大学デザイン連携事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
327	デザインフェア開催事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
328	地域産業技術開発支援事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
329	ISO9000シリーズ等認証取得支援事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
330	テクニカルアドバイザー事業(技術相談)	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
331	新技術新製品開発資金融資事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
332	設備資金融資、設備近代化促進事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
333	外国人技術研修生受入れ事業支援	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
334	見本市・展示会助成事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
335	テクニカルアドバイザー事業(受注相談)	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。

336	受注促進のための情報発信事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
337	信濃川テクノポリス開発機構支援	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
338	産業交流フェアinにいがた	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
339	産業交流会館支援事業	現行どおり	現行どおりとする。
340	中小企業受注促進事業	現行どおり	現行どおりとする。
341	長岡ものづくり基地研究会	現行どおり	現行どおりとする。
342	産業展示室運営事業	現行どおり	現行どおりとする。

(企業誘致)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
343	税の免除・助成金	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
344	オフィス・アルカディア事業の推進	現行どおり	現行どおりとする。
345	企業誘致促進事業	現行どおり	現行どおりとする。
346	工場土地資金融資事業	現行どおり	現行どおりとする。
347	工場建設資金融資事業	現行どおり	現行どおりとする。
348	賃貸型事業育成施設管理事業	現行どおり	現行どおりとする。
349	賃貸型企業立地支援事業	現行どおり	現行どおりとする。

観光分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
350	四季のまつり	現行どおり	現行どおりとする。
351	観光宣伝(観光パンフレット等)	現行どおり	現行どおりとする。なお、平成17年度に、新たに新市全体の観光パンフレット等を作成する。
352	観光宣伝(広告媒体)	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
353	観光宣伝(誘客促進事業)	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
354	観光施設の管理運営	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。

農林分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
355	新たな担い手への支援対策事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。

356	農業機械・施設導入に対する国県補助事業への市町村 上乗せ補助	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
357	園芸振興	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
358	松くい虫・有害鳥獣等駆除事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
359	土地改良事業の申請団体・負担団体	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。なお、継続事業については当該事業期間を限度として現行どおりとする。
360	農村生活環境整備	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
361	認定農業者への支援対策事業	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
362	農業関係制度資金利子補給	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
363	地域農業の活性化	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
364	稲作振興（特別栽培農産物認証事業）	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
365	水産振興	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
366	農道・用排水路等の施設の維持管理	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
367	造林・保育事業	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。なお、小国町の町行造林は新市が引継ぎ管理する。
368	土地改良事業補助金 （国県補助事業の市町村上乗せ補助）	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。なお、国・県営事業の市町村負担率は国の示すガイドラインどおりとし、実施中の継続事業は現行制度を継続する。
369	農業機械・施設導入に対する市町村単独補助 （農業生産組織育成）	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
370	都市農村交流（農業農村理解）の促進	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。なお、特定農地貸付事業については、小国町の制度を基本とする。
371	土地改良事業補助金（市町村単独）	合併時に統一	長岡市の制度を基に中山間地域等の地域特性を考慮した新制度を創設し統一する。
372	災害復旧事業（農地・林地）	合併時に統一	長岡市の制度を基に中山間地域等の地域特性を考慮した新制度を創設し統一する。
373	土づくり促進事業	合併後に統一	越路町の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
374	林道等維持管理	合併時に統一	林道台帳登載道路は越路町の制度を、その他の作業道等は長岡市の制度を基に統一する。
375	畜産振興	合併後に統一	新制度を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
376	生産調整	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
377	中山間地域振興	現行どおり	現行どおりとする。ただし、中山間地域等直接支払制度は平成17年度に制度の見直しがあり、その時点で地域の状況に合った取組みを実施する。

## 都市整備分野

### 都市計画分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
378	バリアフリー化整備事業補助	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
379	都市景観の形成	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、景観影響行為に関する届出等については、合併後において検討する。
380	バス待合所設置事業補助	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
381	土地区画整理事業助成制度	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
382	生活路線バス	現行どおり	現行どおりとする。

### 建築住宅分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
383	市町村営住宅（家賃）	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。なお、合併後の家賃が従前家賃を超える場合は、3か年度をかけて負担調整を行うものとする。
384	市町村営住宅（敷金）	合併時に統一	越路町、小国町の基準に統一する。
385	市町村営・県営住宅（入居者の資格）	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
386	市町村営・県営住宅（入居者の選考方法）	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
387	市町村営住宅（家賃の減免方法等）	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
388	市町村営住宅（駐車場使用料）	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
389	県営住宅（家賃）	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
390	県営住宅（敷金）	合併時に統一	越路町の基準に統一する。
391	県営住宅（家賃の減免方法等）	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
392	県営住宅（駐車場使用料）	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
393	改良・単独住宅（家賃）	現行どおり	現行どおりとする。
394	改良・単独住宅（敷金）	合併時に統一	越路町の基準に統一する。
395	改良・単独住宅（入居者の資格）	現行どおり	現行どおりとする。
396	改良・単独住宅（入居者の選考方法）	現行どおり	現行どおりとする。
397	改良・単独住宅（家賃の減免方法等）	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
398	改良・単独住宅（駐車場使用料）	合併後に統一	長岡市の市営住宅の駐車場使用料の算定基準を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
399	公営住宅等維持管理費用の負担区分	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
400	勤労者住宅建設資金融資制度	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。

401	がけ地・地すべり等危険地域住宅移転事業費補助金	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
402	住宅建設助成制度	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。なお、中之島町及び三島町の既利子補給者については、現行の条件のままとする。
403	克雪住宅整備事業補助金	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
404	特定優良賃貸住宅制度	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
405	高齢者向け優良賃貸住宅制度	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
406	公営住宅法借上住宅制度	現行どおり	国の制度であり、調整不要。

### 道路・河川分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
407	市町村道の認定基準	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。なお、地域や地形による特性を考慮して特例を設ける。
408	道路の維持管理	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
409	放置自転車対策事業	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
410	道路除雪の出動基準等	現行どおり	「積雪10cm以上」を一律の除雪出動基準とし、全市早朝除雪を基本とする。なお、日中・深夜除雪については、地域の实情に応じて実施する。また、除雪路線についても、現行どおりとする。
411	歩道除雪の出動基準等	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。なお、早朝除雪の出動基準は「積雪10cm以上」とする。
412	小型除雪機械の無償貸与	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
413	消雪パイプに係る施策	当分の間現行どおり	消雪パイプの施策は、各市町村の取組みに歴史的経緯があり、設置や維持管理、電気料等において行政と地元の負担関係に著しい相違があるため、当分の間現行どおりとする。なお、受益者負担のあり方や、消雪パイプの設置が不可能な地域とのサービスバランス、地盤沈下等について検討し、極端なサービス低下や財政負担の著しい増加を招かない方向で、期間をかけて調整する。

### 下水道分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
414	下水道使用料（農業集落排水事業を含む）	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。
415	下水道受益者負担金の額	現行どおり	現行どおりとする。
416	下水道受益者負担金の規定	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、既賦課決定した分については現行どおりとする。
417	処理区域外の下水排除制度〔工事負担金〕 （農業集落排水事業を含む）	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
418	処理区域外の下水排除制度〔公共汚水ます〕 （農業集落排水事業を含む）	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、小国町の公費負担については、当分の間現行どおりとする。

419	水洗便所設備改造等工事資金融資制度 (農業集落排水事業を含む)	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
420	利子補給制度 (農業集落排水事業を含む)	合併時に廃止	廃止する。ただし、既利子補給者については、現行の条件のままとする。なお、廃止後は水洗便所設備改造等工事資金融資制度で対応する。

## その他の分野

### 広報分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
421	首長への手紙	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
422	広報紙の発行	合併時に統一	全市一律に市政情報が行き渡るよう、長岡市の水準に基づいて統一する。

### 例規分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
423	非核平和の推進	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
424	公募の賞	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
425	情報公開制度	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
426	審議会等の議事録公表制度	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
427	個人情報保護制度	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
428	海外高校留学奨学金の支給	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
429	育英奨学金の貸し付け	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、山古志村の既貸付者については、現行の貸付条件、返還条件のままとする。
430	市町村表彰	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。

### 企画・総合計画分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
431	市民活動の推進	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
432	男女共同参画推進事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、小国町の制度については、平成17年度は現行どおりとする。
433	親はじめ支援事業（ブックスタート）	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
434	小中学校への外国人留学生派遣事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
435	国際交流センターの運営	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
436	英文広報紙の作成	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
437	国際親善名誉市民	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
438	姉妹都市・友好都市	合併時に統一	長岡市と小国町が締結している姉妹都市及び友好都市を新市に引き継ぐものとする。

### 情報分科会



項番	各種事務事業	分類	調整方針
439	行政事務の電算システム	合併時に統一	原則として、長岡市の業務システムに統一する。
440	ネットワーク環境	合併時に統一	本庁・支所及び主要な施設間で、行政事務の電算システムが共通に運用できるように統一する。

契約分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
441	建設工事の発注基準等	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併後、3か年程度は現行どおりとする。